

福島県医療分野の生産性向上・職場環境整備等事業交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、賃上げ等のための生産性向上の取組を支援し、医療人材の確保・定着を図るため、第2条に定める対象施設等の設置主体に対し、人材確保が喫緊の課題となっている中で、限られた人員でより効率的に業務を行う環境の整備費用に相当する金額を福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助する。

(対象施設等)

第2条 この補助金の交付対象となる施設等は、令和7年年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出ている病院、有床診療所（内科・歯科）、無床診療所（内科・歯科）及び訪問看護ステーション（以下「対象施設」という。）とする。この場合において、同一施設において複数の施設等に該当する場合は、いずれか一方の施設のみを交付対象とする。

(補助上限額)

第3条 補助上限額は、別表第1に掲げる金額を上限とする。

(対象となる取組)

第4条 補助対象となる取組は、別表第2に掲げるものとする。

(補助金の交付申請等)

第5条 この要綱による補助金を受けようとする対象施設の運営主体等（以下「申請者」という。）は、交付申請書兼口座振込依頼書（様式第1号）に別紙様式1「医療分野の生産性向上・職場環境整備等支援事業申請書兼実績報告書」を添えて申請を別に定める日までに知事に提出するものとする。ただし、必要に応じ、参考となるべき資料の追加提出を求める場合がある。なお、交付申請書と実績報告書を兼ねるものとする。

(補助金の交付の決定等)

第6条 知事は、前条の規定による交付申請があったときは、その申請内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めた場合には、速やかに補助金の交付の決定をするとともに、補助金の額を確定し、当該申請者に交付決定及び額の確定通知（様式第2号）により通知するものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があると認められるときは、申請者に確認の上、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をするものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 知事は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項につき条件を付すものとする。

- (1) 補助金に関する書類を整理し、補助金を交付した年度終了後5年間保管しなければならないこと
- (2) この補助金と補助対象が重複する他の補助金等の交付を受けてはならないこと
- (3) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けてはならないこと
- (4) 消費税及び地方消費税に相当する金額は、補助対象としない。

ただし、様式第1号の消費税及び地方消費税の仕入控除税額の報告と返還にかかる誓約欄にチェックを行った場合は、事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合は、様式第3号により速やかに知事に報告することを条件に、消費税及び地方消費税に相当する金額を補助対象経費に含めることができる。

なお、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付の申請者は、この要綱の第5条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から10日以内に、申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の取消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときには、知事はその全部又は一部の返還を求めることができる。申請者は知事からの請求に応じ補助金を返還しなければならない。

- (1) 本要綱第7条の条件に違反したとき
- (2) 補助金の交付を受けた後に交付対象施設等の要件に該当しないことが明らかとなったとき
- (3) その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが明らかとなったとき

(財産の処分の制限)

第10条 規則第18条第1項ただし書に規定する別に定める期間は、減価償却資産の

耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

- 2 規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定めるものは、取得価格の単価が30万円以上の機械、器具、その他の備品とする。
- 3 補助事業者は、規則第18条第1項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（会計帳簿等の整備等）

第11条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

区分	施設種別	補助上限額
①	病院・有床診療所※	許可病床数×4万円
②	無床診療所・訪問看護ステーション	1施設×18万円

※許可病床数4床以下の有床診療所は②とする

別表第2 (第4条関係)

区分	取組種別※	具体例
①	ICT 機器等の導入による業務効率化	タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入
②	タスクシフト／シェアによる業務効率化	医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェア
③	給付金を活用した更なる賃上げ	処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

※ 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの取組みを対象とする。

※ ①～③を複数組合せた場合も対象とする。